

令和2年9月8日

会 員 各位

(公社)日本下水道協会
技 術 研 究 部

日本下水道協会規格「下水道熱形成工法用硬質塩化ビニル更生管」(JSWAS K-19) 制定
に伴う「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」への適用について

本会では、令和2年6月1日付で日本下水道協会規格「下水道熱形成工法用硬質塩化ビニル更生管」(JSWAS K-19)を制定しました。これに伴い、認定工場制度において、同年7月1日付で「下水道用硬質塩化ビニル更生管」を認定適用資器材に類別指定(I類)し、当該規格に登録した「オメガライナー工法用パイプ」及び「EX工法用パイプ」をI類資器材に指定しました。

このI類資器材に指定した「オメガライナー工法用パイプ」及び「EX工法用パイプ」については、本会発行の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(2017年版)」(以下、「ガイドライン」という。)において「密着管(硬質塩化ビニル樹脂)」としてガイドラインの適用対象となっている資器材であり、ガイドラインで示す当該更生管の試験方法や構造計算等の根拠については、JIS規格や「下水道用硬質塩化ビニル管」(JSWAS K-1)規格を適用することと規定していますが、今後は、K-19規格も適用されることになります。

なお、K-19規格は、熱形成タイプの硬質塩化ビニル更生管の要求性能を担保する形で標準化(規格化)したものであり、ガイドラインに規定した要求性能や試験方法を踏襲した規格であることから、上記2資器材についてはこれまでどおり、現行のガイドラインに適用した資器材(更生管)であることに変更等はないことをご報告申し上げます。

【問合せ先】

公益社団法人日本下水道協会

・「ガイドライン」に関すること 技術研究部 技術指針課

TEL 03-6206-0369

FAX 03-6206-0796

・「K-19」規格に関すること 技術研究部 規格検査課

TEL 03-6206-0946

FAX 03-6206-0796